

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム 越谷さくらの杜	
新	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 越谷	埼玉県越谷市新川町二丁目二百四十七番地